

速報版

よくわかる解説付き

税制改正の

ポイント

令和7年度



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人

目次

01	法人課税	05
02	国際課税	24
03	消費課税	32
04	個人所得課税	34

05	資産課税	44
06	防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置	50
07	納税環境整備	53
08	適用時期一覧	58



01

法人課税

中小法人の軽減税率の特例の延長等



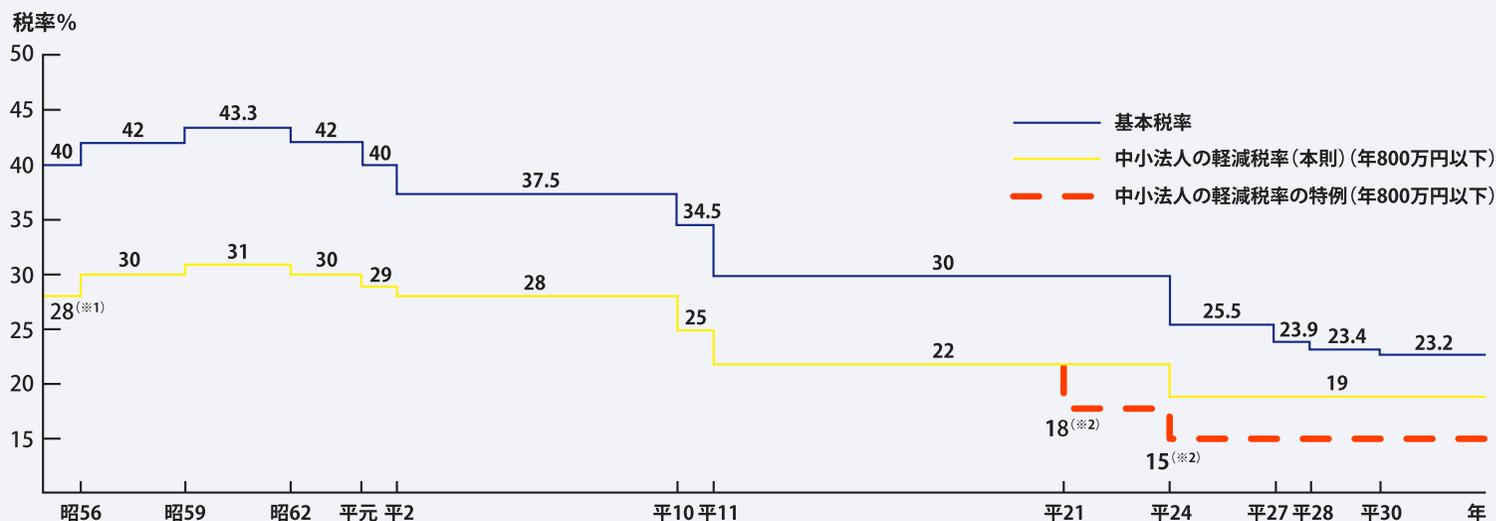
賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業の状況を踏まえ、適用期限が2年間延長されます。
なお、極めて所得が高い中小企業者等及び通算法人については、一定の見直しがされます。

— 解説 —

中小法人の軽減税率の特例について、所得金額が年10億円を超える事業年度においては、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が現行の15%から17%に引き上げられます。

また、グループ通算制度の適用を受ける法人は、中小法人の軽減税率の特例の適用除外になります。

【法人税率の推移】



(※1) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

(※2) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

中小企業経営強化税制の見直し(100億企業を目指す中小企業への措置の拡充)①



売上高100億円超の中小企業(100億企業)を目指す中小企業については、更なるインセンティブ措置が創設されます。

— 解説 —

100億企業を目指す中小企業が作成する投資計画(投資利益率7%以上かつ、経済産業大臣が定める経営規模拡大要件を満たすもの)に必要な不可欠な設備が特定経営力向上設備等に追加されます。また、その必要不可欠な設備には建物及びその附属設備も含まれることとなります。

【中小企業経営強化税制(B類型)】

改正案 対象資産に建物追加^(※1)

追加要件

- 売上高100億円超を目指す
- 売上成長率10%以上
- 賃上げ率一定割合以上
- 投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- 計画認定時の売上高が10億円超90億円未満 等

(※1) 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む

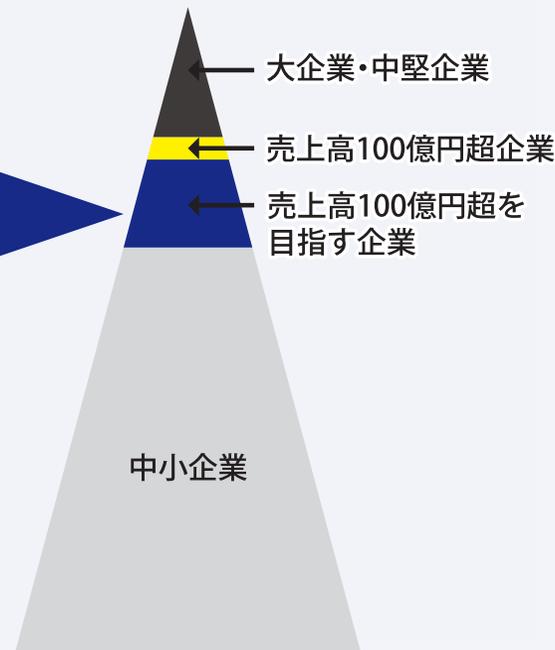
対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

既存措置^(※2)

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資
即時償却又は税額控除^(※3)

(※2) 現行法上の対象設備は、機械装置、工具(A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る)、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

(※3) 税額控除率は10%(資本金3,000万円超の法人にあつては7%)



みなし大企業(資本金の額が1億円以下の法人のうち、同一の大規模法人に発行済株式等の1/2以上を所有されている等の一定の法人)はこの規定の適用を受けることが出来ません。なお、改正後は、その法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社はその法人の発行済株式等の1/2超を有するときのその株式は、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式等から除外されます。

中小企業経営強化税制の見直し(100億企業を目指す中小企業への措置の拡充)②

詳細な適用要件及び対象設備については、以下の通りとなります。

項目	内容
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・特定経営力向上設備等であること。 ・投資計画における投資利益率が年平均7%以上であること。 ・経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
	<p>経営規模拡大要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。 ◎基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。 (注)上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。 ◎売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。 ◎売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。 ◎次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。 ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。 ・生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。 ◎投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。 ◎上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ・工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ・建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの ・ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの <p>※対象設備の取得価額の合計額は60億円が限度となります。</p>



投資計画期間中は、「中小企業投資促進税制」及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用を受けることができません。

中小企業経営強化税制の見直し(特定経営力向上設備等の見直し)③



特定経営力向上設備等について、売上高100億円超を目指す中小企業者等に関する改正の他に一定の見直しがされた上で、その適用期限が2年間延長されます。

— 解説 —

特定経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして一定のもので、経営力向上計画に記載されたもののうち一定の規模のものをいいます。この対象となる設備等について、関係法令の改正を前提に次の見直しがされます。

項目		改正（前）	改正（後）
経営力向上に著しく資する設備等であるかどうかの判定方法の変更	旧モデルと比較して判定する場合（A類型）	生産効率、エネルギー効率、精度その他の一定の指標が年平均1%以上向上しているか	単位当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかが年平均1%以上向上しているか
	投資計画により判定する場合（B類型）	その投資計画における投資利益率が年平均5%以上となる事が見込まれているか	その投資計画における投資利益率が年平均7%以上となる事が見込まれているか
除外される設備等		<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー業の設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの ・暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー業の設備でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの ・遠隔操作、可視化又は自動制御に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備(C類型)） ・暗号資産マイニング業の設備
追加される設備等		—	一定の改正後の「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の認定を受けた「持続的供給事業活動計画(仮称)」に記載された設備等



所得税についても同様とされます。

適用時期

令和9年3月31日までの期間内に取得等し事業の用に供した場合

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長①



【適用対象法人と要件】

投資規模要件が1億円以上、かつ、前年度減価償却費の25%以上に変更となり、より多額の設備投資が要件となります。対象となる事業類型からサプライチェーンの強靱化に資する類型が除外された上で、適用期限が3年間延長されます。

— 解説 —

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)について見直しの上、適用期限が3年間延長されます。地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ります。

	改正(前)	改正(後)
適用対象法人	地域経済を牽引する事業を行う青色申告法人	
承認要件 (都道府県知事)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画について都道府県知事の承認を受ける(地域特性の活用・高い付加価値・地域事業者への経済的効果が要件) ・承認された事業計画に従って、促進区域内において特定地域経済牽引事業施設等を新設または増設し、事業の用に供する 	
確認要件 (主務大臣)	通常類型、上乗せ類型、サプライチェーン類型	通常類型、上乗せ類型 ※ サプライチェーン類型が除外
	先進性を有する(特定非常災害の被災地域は同要件を免除) ※事業の先進性の確認に当たっては、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれることを確認	先進性を有する(特定非常災害の被災地域は同要件を免除) ※ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれることの確認を不要とする 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる
	設備投資額が2,000万円以上(上限80億円)	設備投資額が 1億円 以上(上限80億円)
	設備投資額が前年度減価償却費の20%以上	設備投資額が前年度減価償却費の 25% 以上
	売上高の伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い	
	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上	
		労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれる

適用時期

令和10年3月31日までの期間内に取得等し、事業の用に要した場合に適用されます(貸付の用に供したものを除く)

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長②



【適用対象資産と償却率】

機械装置・器具備品について、特別償却の償却率が35%に引き下げられます。

— 解説 —

対象資産について、特別償却(取得価額の20%~50%)と税額控除(取得価額の2%~6%、法人税額の20%相当額を限度)のどちらか有利な方を選択適用できます。

適用対象資産		新設もしくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械および装置、器具および備品、建物およびその附属設備ならびに構築物でその製作もしくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(貸付の用に供したものを除く)	
機械装置 器具備品		改正(前)	改正(後)
特別償却	原則	取得価額×40%	取得価額× 35%
	上乗せ	取得価額×50% ※上乗せ要件①を満たす場合	
税額控除	原則	取得価額×4%	
	上乗せ	取得価額×5% ※上乗せ要件①を満たす場合	
		取得価額×6% ※上乗せ要件②を満たす場合	
建物・附属設備 構築物		改正(前)	改正(後)
特別償却	原則	取得価額×20%	
税額控除		取得価額×2%	

※所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長③



【上乗せ要件】

機械装置・器具備品について、上乗せ割合を適用するための要件が追加されます。

— 解説 —

一定の要件を満たすことで、特別償却・税額控除について有利な税率を適用することができます。

	改正(前)	改正(後)
上乗せ要件①		<ul style="list-style-type: none"> 同意基本計画において指定業種に該当又は指定業種事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当 事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上 その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる その事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となること見込まれる <p>※指定業種</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上 売上高の総額、就業者の総額、給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上 振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されている
		<p>労働生産性の伸び率5%以上(※中小企業者は4%)、かつ、投資収益率5%以上</p>
		<p>又は</p> <p>直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上</p> <p>直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出</p> <p>直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 かつ、その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる</p>
上乗せ要件②	<p>上乗せ要件①を満たした上で、かつ以下のすべての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営力の確認を受けた、産業競争力強化法に規定する特定中堅企 「パートナーシップ構築宣言」の登録 設備投資額10億円以上業 	

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)



地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限が3年間延長されます。
寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化、活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しが行われます。

— 解説 —

【制度の概要】

青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対して認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、約3割の損金算入措置に加え、法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税に係る税額控除(最大60%)の措置が講じられております。
令和7年度税制改正において、当該制度の適用期限が次のように延長され、必要な見直しが行われます。

【法人税】

	改正(前)	改正(後)
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用対象期限	地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から 令和7年3月31日までの間に支出した特定寄附金	地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から 令和10年3月31日までの間に支出した特定寄附金

なお、当該制度の延長をするにあたっては、関係法令等が改正され、主に以下の措置が講じられることが前提とされております。

- 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出する
- 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が一定の事項に該当するときは、内閣総理大臣に対してその寄附金を支出した法人の名称を報告し、公表することとする
- 地域再生計画認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、原則として地域再生計画の認定を受けることができないこととする

【地方税】

法人住民税、法人事業税については、法人税と同様に適用期限が3年間延長されるとともに、その前提として関係法令等の改正や必要な措置が講じられることとされております。

再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置(高度な資源循環投資促進税制)



再資源化事業等の高度化法による一定の認定を受けた事業計画に基づき設備投資を行ったときに、特別償却が可能となります。

— 解説 —

【対象者】

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画(以下「事業計画」)の認定を受けたもの

【特別償却の対象となる資産の要件】

下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品であること
- ・再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するものであること
- ・1台又は1基の取得価額が機械装置2,000万円以上又は器具備品200万円以上であること

【特別償却額と限度額】

取得価額の35% (但し取得価額は合計額20億円まで)

【留意点】

令和10年3月31日まで対象資産を取得及び事業の用に供する必要があります。

【認定制度の類型と事業の例】

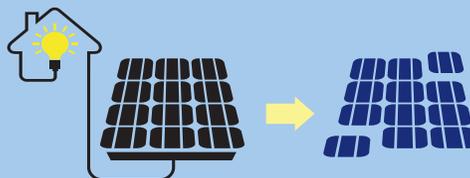
①事業形態の高度化

例: ペットボトルの広域的な再資源化



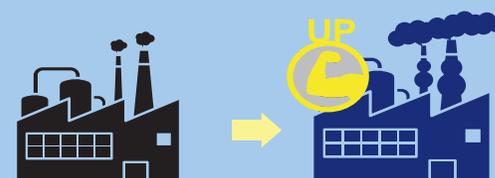
②分離・回収技術の高度化

例: 太陽パネルの完全リサイクル



③再資源化工程の高度化

例: AIを活用した高効率な再資源化



適用時期

法律の施行日から令和10年3月31日まで

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置①



税法上のリース取引及び賃貸借取引の扱いについては、従来から大きな変更点はありません。

— 解説 —

【オペレーティング・リース取引の取り扱いについて】

令和9年4月以降、公認会計士または監査法人の監査を受ける会社には、新リース会計基準が適用されます。従来との変更点としては、オペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引について資産及び負債を計上することとされます。一方で、今回の税制改正大綱では、オペレーティング・リース取引の扱いについては特段の変更がなく、オペレーティング・リース取引について使用権資産の計上を求める新リース会計基準とは相違が生じることとなり、法人税申告書において別表調整が必要となる場合があります。

令和9年4月以降	新リース会計基準における扱い	法人税法上の扱い
ファイナンス・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・減価償却費、利息費用を計上	オンバランス (売買処理) ・資産、負債ともに計上あり ・減価償却費、利息費用は損金
オペレーティング・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・ 減価償却費、利息費用を計上	賃貸借処理 ・資産、負債ともに計上なし ・ 発生費用は賃借料のみ

会計上の費用計上額と、
税務上の損金計上額が
異なる場合、別表調整が必要。

【外形標準課税における純支払賃借料の算定について】

法人が、オペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地または家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る賃借料等の金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額については、純支払賃借料の算定上、支払賃借料に含めることが改めて強調されました。税務上の扱いは従来と変更ありませんが、新リース会計基準においてオペレーティング・リース取引が賃貸借取引でなくなることから、支払賃借料の集計方法に留意する必要があります。



オペレーティング・リース取引については引き続き賃貸借処理となり、資産計上を求める新リース会計基準とは相違することとなります。

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置②



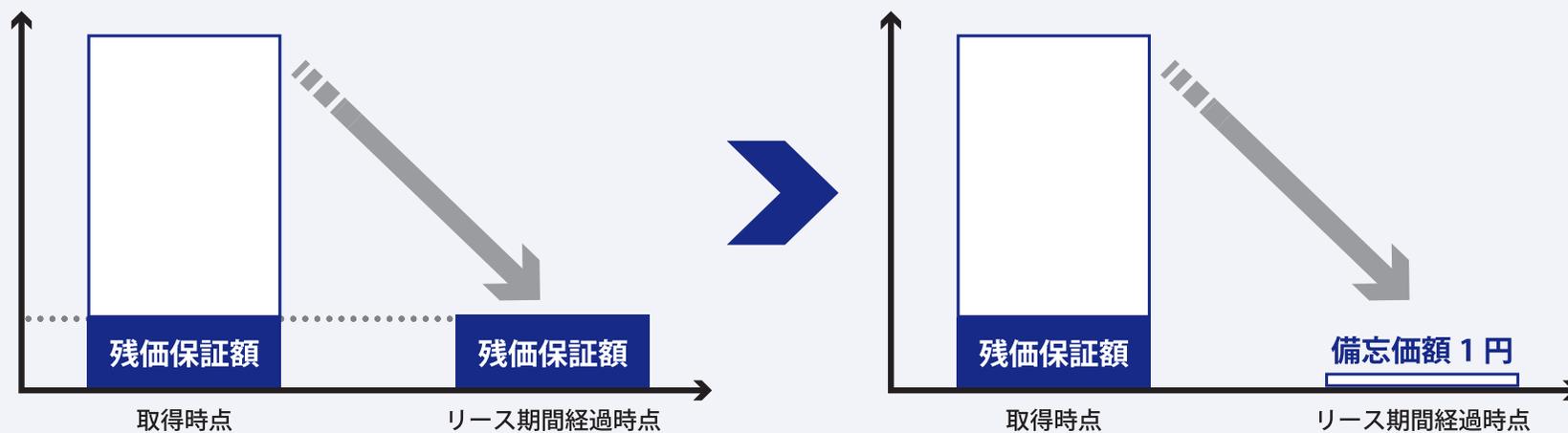
リース期間定額法の計算において、残価保証額を控除せず、備忘価額1円まで償却することとなります。

— 解説 —

【リース期間定額法における残価保証額の扱いについて】

所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却費の算定においては、リース期間定額法を使用しますが、計算の際に取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で備忘価額1円まで償却することとなります。

【リース資産の簿価】



$$\text{減価償却費} = \frac{(\text{取得価額} - \text{残価保証額}) \times \text{事業年度における月数}}{\text{リース期間の総月数}}$$

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{取得価額} \times \text{事業年度における月数}}{\text{リース期間の総月数}}$$



所得税についても同様とされます。

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化①



一定の資産評定により移転資産の価値と移転負債の価値が等しくなる場合等において、**支払対価がないときの資産調整勘定の算定方法が明確になります。**

— 解説 —

【改正前】

非適格合併等により資産等を受けた場合には、次の一定の金額を資産調整勘定の金額とし、その後の事業年度で均等償却することとされています。

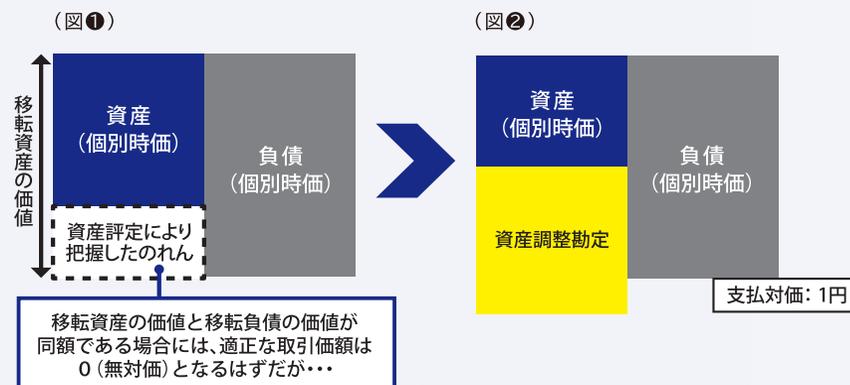
- ① 支払対価がその移転を受けた資産等の時価純資産価額（債務超過の場合は0）を超える場合におけるその超える部分の金額
- ② 移転を受けた資産の取得価額の合計額が移転を受けた負債の額の合計額に満たない場合における上記①の金額にその満たない部分の金額を加算した金額



【改正後】

図①の場合には、支払対価(0円)が時価純資産価額(0円)を超えていないことから、法令上、資産調整勘定の金額を算定できるか不明確です。そのため、図②のように、あえて対価として1円を支払うことで資産調整勘定の金額を計算できるようにしている法人が存在しております。

⇒ 債務超過の場合で対価が支払われないときも、資産調整勘定の金額が生ずることを明確化します。



非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化②



対価省略型の非適格合併等が行われた場合において、移転資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていない場合に、資産・負債の差額を資本金等の額の増加額とするほか、資産調整勘定及び差額負債調整勘定の算定方法について、適正に行うこととなります。

— 解説 —

【改正前】

無対価の非適格合併等により資産等の移転を受けた場合において、次の①又は②の場合に該当するときは、資産調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額の計算は、次のとおりとされています。

①対価省略型の非適格合併等である場合において、一定の資産評定が行われたとき
(②の場合を除く。)

「のれん」のその資産評定による価額と未確定債務の金額の差額を資産調整勘定の金額又は差額負債調整勘定の金額とします。

②債務超過(一定の資産評定を行った場合には、その資産評定後に債務超過)の場合
資産調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額はないものとします。

【対価省略型の非適格合併等のイメージ】

(図①)

移転資産等

資産 100	負債 50
未確定債務 20	
のれん 30	

< 現行規定による移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
資産調整勘定	10	資本金等の額	60

※ 一定の資産評定を行っている

(図②)

移転資産等

資産 100	負債 50
-----------	----------

※ 一定の資産評定を行っていない

< 現行規定による移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
		負債調整勘定	50

< 本来行われるべき移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
		資本金等の額	50

【改正後】

図②のように、対価省略型の非適格合併等において、被合併法人等の移転資産等が資産超過であり、合併法人等が一定の資産評定を行っていない場合には、【改正前】①又は②の場合に該当しないことから、<参考>により差額負債調整勘定の金額が計算されます。

⇒ このような場合に、資産・負債の差額を資本金等の額の増加額とするほか、無対価の非適格合併等について調整勘定が生ずる場面を明確にするため、資産調整勘定及び差額負債調整勘定の算定方法について所要の整備を行うこととなります。

※対価省略型の非適格合併等とは、無対価の非適格合併等のうち対価の交付が省略されたと認められる関係がある無対価の非適格合併等をいいます。

<参考>

時価純資産価額 > 支払対価

資産 (個別時価)	負債 (個別時価)
時価純資産 価額	
支払対価	
差額負債調整勘定	

※ 支払対価が時価純資産価額に満たない場合には、その満たない部分の金額を差額負債調整勘定の金額とすることとされている。

通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し①

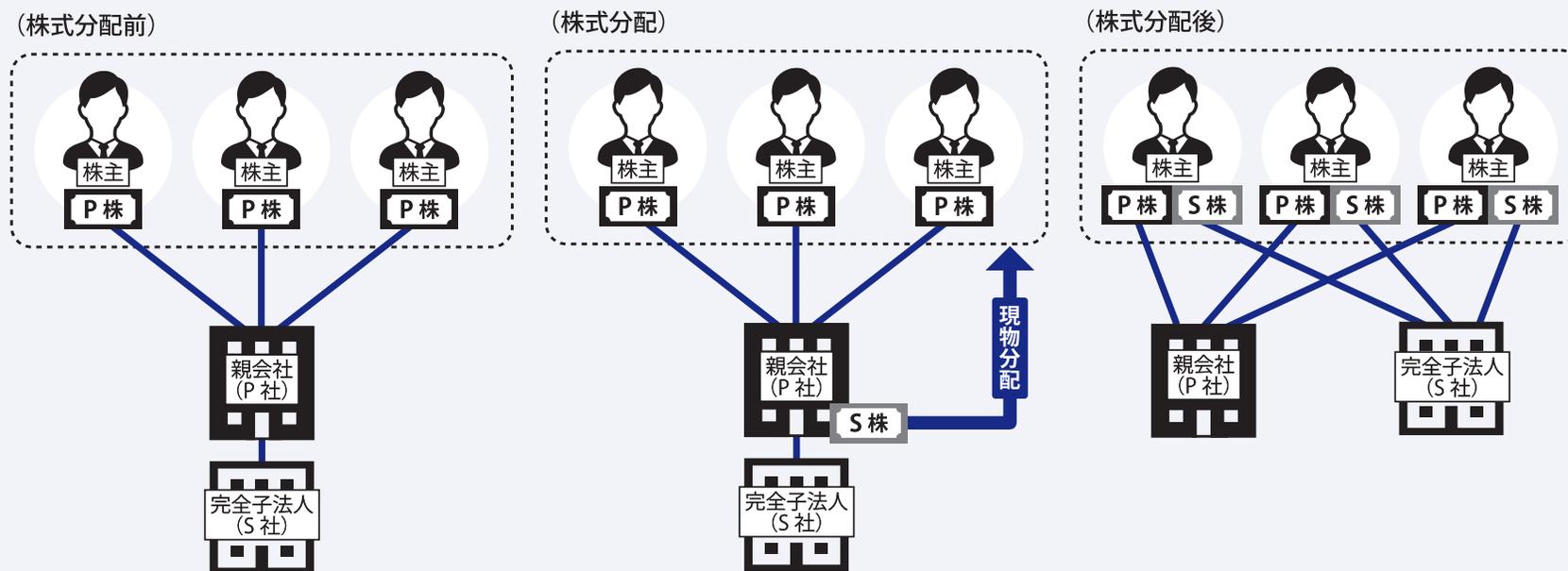


通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿割合に乗ずる割合につき見直しが行われます。

— 解説 —

【株式分配】

現物分配(剰余金の配当又は利益の配当)のうち、その現物分配の直前において、現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人(完全子法人)の、その発行済株式等の全部が移転するもの(現物分配により株式等の移転を受ける者が現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合を除く)をいいます。



通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し②

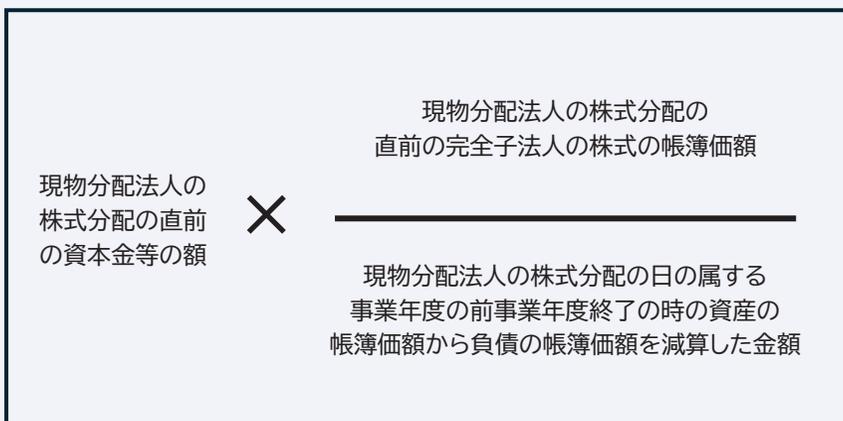
— 解説 —

【改正前】

【みなし配当の金額】

法人の株主等が、(1)交付を受けた資産の価額の合計額が、その現物分配法人の(2)資本金等の額のうちその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額を(3)超える部分の金額をいいます。

※(2)資本金等の額のうちその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額



【改正後】

改正前のみなし配当の額の計算において、

- ①左記の割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額となります。
- ②左記の割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において、現物分配法人である通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算します。

※「簿価修正相当額」とは、株主分配の日の属する事業年度の前事業年度終了時において、離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配の直前においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいいます。

※離脱法人とは、他の通算法人(初年度離脱通算法人及び通算親法人を除く)のうち、上記の分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいいます。

※簿価純資産不足額とは、その株式の帳簿価額が簿価純資産価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいいます。

※簿価純資産超過額とは、その株式の帳簿価額が簿価純資産価額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。



実務上の
留意点

通算法人の行った適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額等についても同様の取扱いとなります。

法人課税信託に係る所得税の課税の適正化



特定法人課税信託に受益者等が存することになった場合、受益者が特定株式を時価で取得したものとし、受贈益相当額に課税が行われます。

— 解説 —

【現行制度の概要】

法人課税信託(受益者等の存しない信託に限る)の受益者等が存することとなった場合には、その受託法人は受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、その受託法人の各事業年度の所得の金額を計算します。

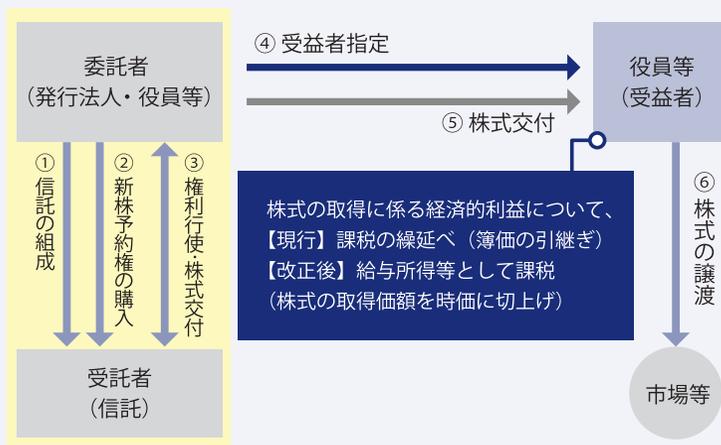
【現行制度の問題点】

- ・ 信託設定時に受益者不存在の法人課税信託について、設定後に法人の役員等を受益者にするにより、信託財産を帳簿価額で引き継ぐことが可能でした。
- ・ ストックオプションを信託に預け、信託の受益者として役員等を事後的に指定することで、株式を帳簿価額で交付する事案が発生していました。

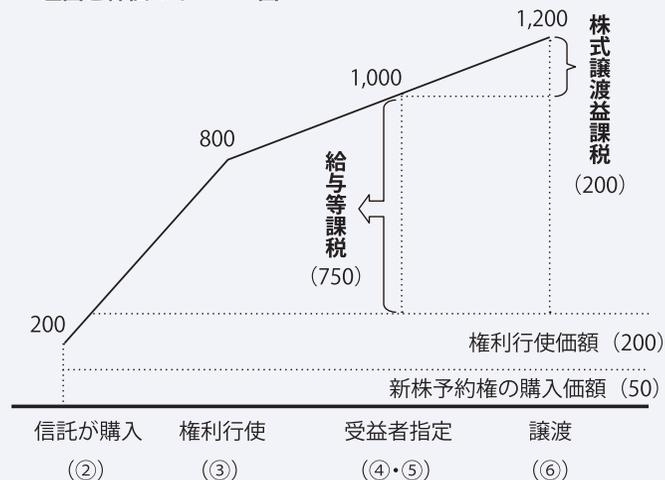
【改正後】

特定法人課税信託(受益者等の存しない信託に限る)が受益者等が存することとなった場合には、特定株式を時価により取得したものとし、当該特定株式の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととします。

上記問題点のイメージ図



左図と株価のイメージ図



存することとなった時点の特定株式の時価 - 特定株式の直前の帳簿価額 = 受贈益相当額(総収入金額に算入)

医療用機器等の特別償却制度の適用期限の延長



医療用機器等の特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上、適用期限が**2年間延長**されます。

— 解説 —

制度	内容	対象設備	特別償却割合
長時間労働の医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについての特別償却制度	持続可能な医療提供体制の維持と働き方改革を促進するため、医師等勤務時間の短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年間延長する。	医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した、医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの	15%
地域医療構想実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	地域医療構想実現のため、医療機関が地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得又は建設した建物等についての特別償却制度の期限を2年間延長する。	病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)した病院用又は診療所用の建物及びその附属設備	8%
高額な医療用機器に係る特別償却制度	高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年間延長する。	医療用機器で、取得価額500万円以上の高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの	12%



制度の適用を受けるためには、対象資産であるかどうかの事前確認及び所定の手続きが必要となります。

適用時期

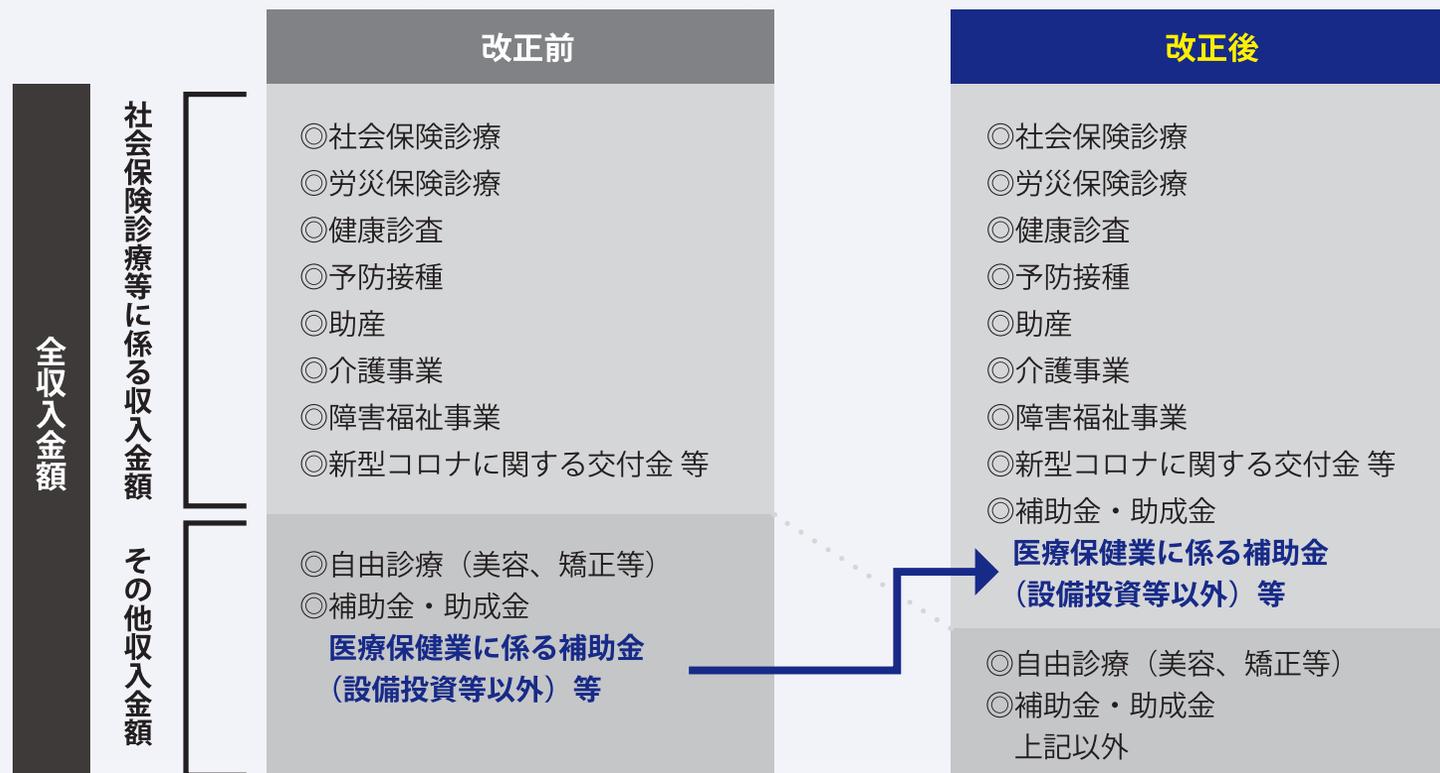
令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人等の認定等に係る収入要件の見直し



- ① 税制上の優遇措置を受けることができる社会医療法人等は、公的な運営を担保する要件を課されており、国等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えることのないよう、その中の1つである「全収入に占める社会保険診療等に係る収入金額が一定の割合を超えること」とする要件について見直しが行われます。
- ② 医療保健業に係る非営利性を確保する観点から、「全収入金額」を「医療保険業に係る収入金額」とする等の見直しが行われます。

— 解説 —



- ① 各種関連法令の改正後に適用されます。
- ② 改正後は、計算の基礎となる全収入金額を医療保険業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る）とします。



02

国際課税

グローバル・ミニマム課税への対応

改正ポイント グローバル・ミニマム課税の国際合意に則り、軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)の法制化が行われます。また国際最低課税額に対する法人税等について所要の措置が講じられます。

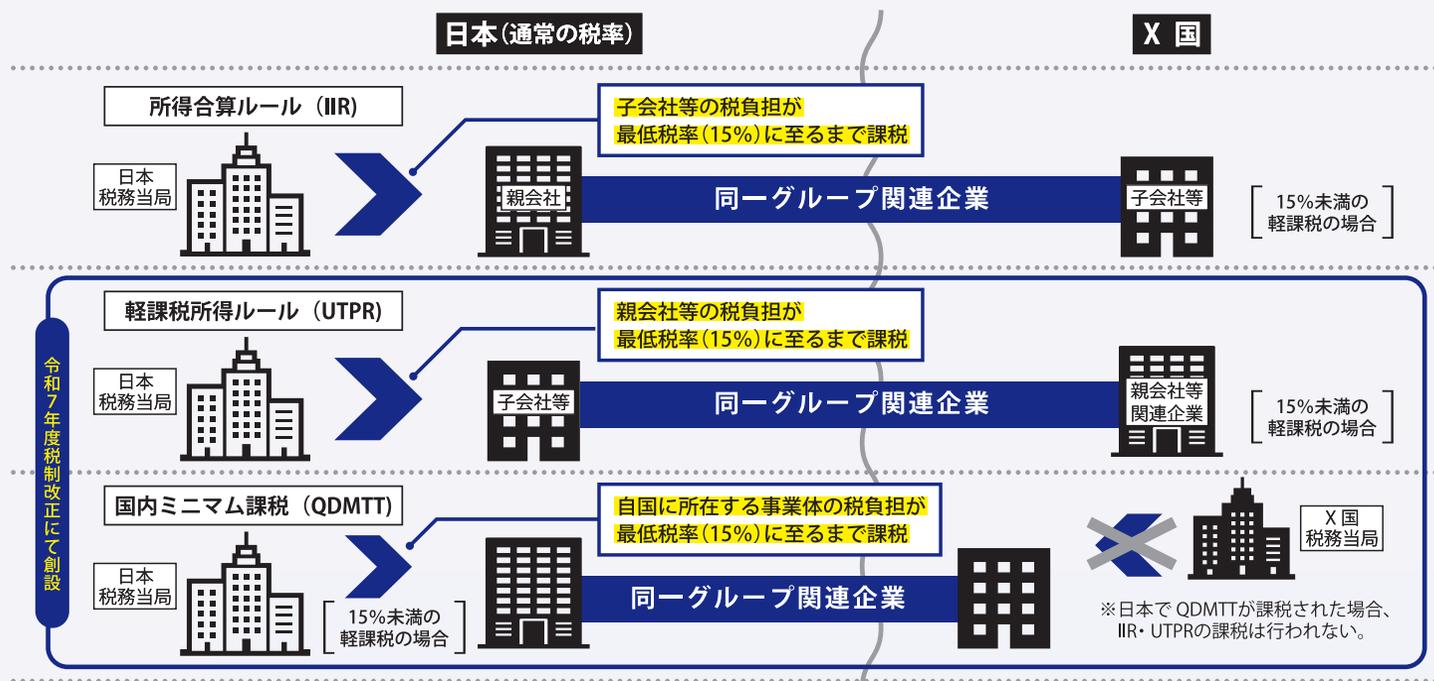
— 解説 —

令和5年度税制改正において年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みである所得合算ルール(IIR)に対応するため国際最低課税額に対する法人税等が導入されました。

今回はその後の国際的な議論を踏まえ、

軽課税所得ルール(UTPR)に対応するため、国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)等が、国内ミニマム課税(QDMTT)に対応するため、国内最低課税額に対する法人税(仮称)等がそれぞれ創設されます。

また国際最低課税額に対する法人税等についても所要の措置が講じられます。



国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)等の創設①



軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)に対応するため、国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)等が創設されます。

— 解説 —

- ・ 軽課税所得ルールは、多国籍企業グループについて最低税率15%以上の課税を確保するため、親会社等に課税する所得合算ルールを補完して、自国に所在する子会社等に課税する仕組みです。
- ・ 所得合算ルールの導入国にある親会社等と軽課税国にある子会社等を入れ替えることによる課税の潜脱を防ぐものです。

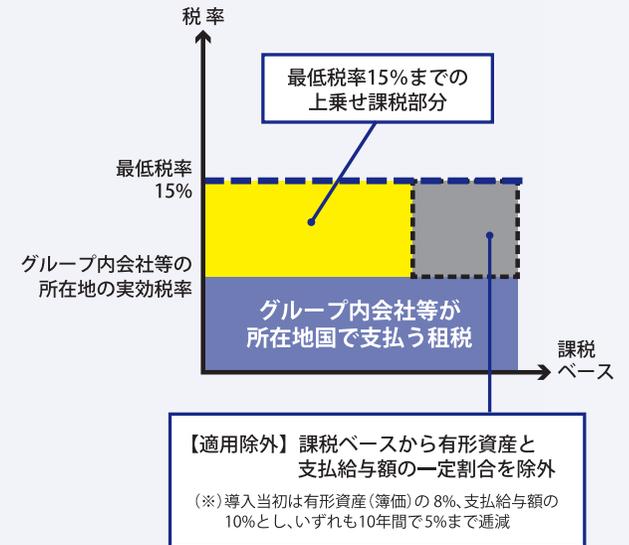
【軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profits Rule)】



(参考)所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)



【税額の計算方法のイメージ】



国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)等の創設②

— 解説 —

今回の税制改正により、日本において軽課税所得ルールが適用されることになり、例えば、親会社が軽課税国にある場合などに日本子会社において課税されることとなります。詳細は以下となります。

【納税義務者】

- ・内国法人
- ・外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(その所在地国がわが国であるものに限る)を有する構成会社等である場合

【課税の範囲】

- 次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税が課されます。
- ・特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人
 - ・特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人

【適用免除基準】

- ・特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とされます。

【税額の計算】

- ・各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、一定の算式により計算された各対象会計年度の国際最低課税残余額(課税標準)に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額
- ・国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)の額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額に国際最低課税残余額に対する法人税の額を加え、その金額に907分の93の税率を乗じて計算した金額

【申告及び納付等】

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行います。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額(課税標準)がない場合は、その申告を要しません。

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

国内最低課税額に対する法人税(仮称)等の創設①

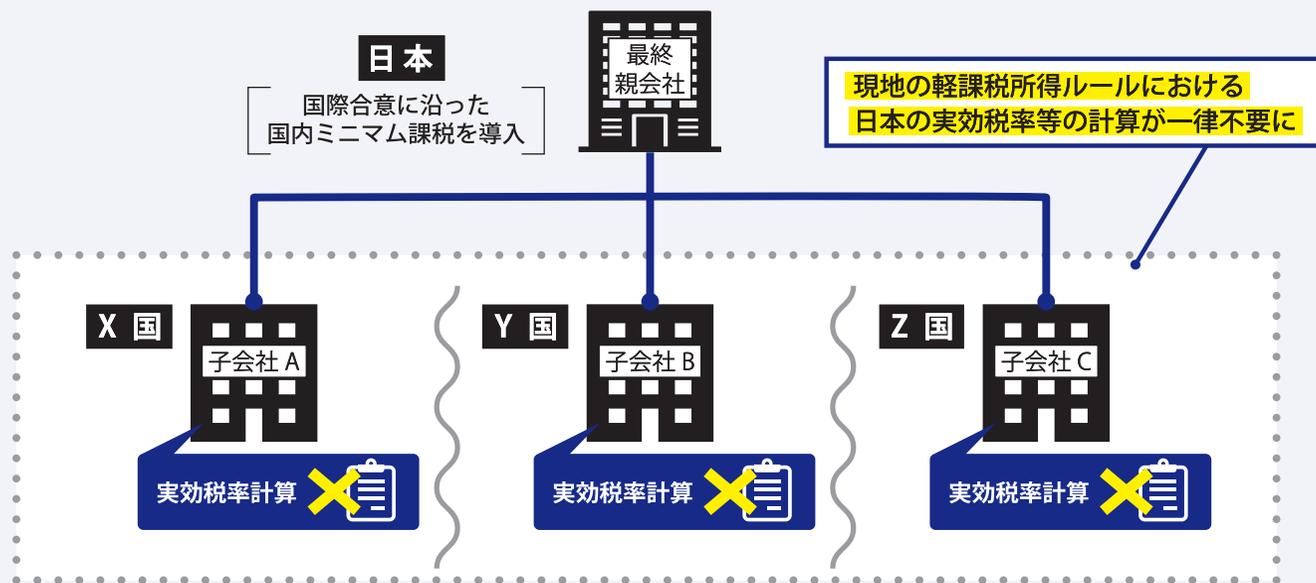


国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)に対応するため、国内最低課税額に対する法人税(仮称)等が創設されます。

— 解説 —

- ・ 国内ミニマム課税は、多国籍企業グループに属する自国内の会社等について、他国の所得合算ルール/軽課税所得ルールに優先し、国内の実効税率が最低税率15%に至るまで課税する仕組みです。
- ・ 国際合意に沿った国内ミニマム課税を導入していれば、他国から見た自国内の会社等に係る15%に満たない部分の金額(上乗せ税額)はゼロとみなされます。
- ・ 他国において軽課税所得ルールに係る税務申告が必要になる場合でも、現地法令に基づいて求められる自国の実効税率や上乗せ税額の計算は一律に不要になります。

【日本に最終親会社等がある多国籍企業グループのイメージ】



国内最低課税額に対する法人税(仮称)等の創設②

— 解説 —

今回の税制改正により、日本において国内ミニマム課税が採り入れられることになり、日本での実効税率が15%を下回る場合に他国に優先して日本において課税されることとなります。詳細は以下になります。

【納税義務者】

- ・ 内国法人
- ・ 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(その所在地国がわが国であるものに限る。)を有する構成会社等である場合又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である場合

【課税の範囲】

- 次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が課されます。
- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人
 - ・ 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

【適用免除基準】

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例が設けられます。

また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられます。

【税額の計算】

- ・ 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、一定の算式により計算された各対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)に100分の75.3の税率を乗じて計算した金額
- ・ 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)の額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額(課税標準)に753分の247の税率を乗じて計算した金額

【申告及び納付等】

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行います。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)がない場合は、その申告を要しません。

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

国際最低課税額に対する法人税等の見直し



令和5年度税制改正により導入された国際最低課税額に対する法人税等について見直しが行われます。

— 解説 —

令和5年度税制改正により導入された国際最低課税額に対する法人税等について以下の見直しが行われます。

- ① 構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち外国子会社合算税制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算について、その対象に法人税等調整額が加えられます。
- ② 再計算国別国際最低課税額の計算を行う場合において、過去対象会計年度において計上された繰延税金負債に係る調整後対象租税額のうちその過去対象会計年度の5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかった繰延税金負債に係る部分の金額を減額することとされる措置について、その繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例が設けられます。
- ③ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が異なる他の構成会社等との間で取引が行われた場合に、その取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす調整措置について、共同支配会社等との間で行われた取引等がその対象に加えられます。
- ④ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の売却が行われた場合に、その販売を行った構成会社等の取引に係る金額につき独立企業間価格相当額で行われたものとみなす調整措置について、その取引においてその資産の購入を行った構成会社等がその対象に加えられます。
- ⑤ 被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合における導管会社等に係る当期純損益金額の特例の適用に当たっては、被分配会社等の所在地国における法令において他の導管会社等及び対象導管会社等の収入等がその構成員の収入として取り扱われることが要件とされます。
- ⑥ その他所要の措置が講じられます。

適用時期

適用時期については明らかにされていません。

外国子会社合算税制等の見直し



内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等において、外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等を益金の額に算入する時期と申告書に添付又は保存する外国関係会社に関する書類の範囲について見直しが行われます。

— 解説 —

【法人税】

	改正 (前)	改正 (後)
外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等を益金の額に算入する時期について(※1)	内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 2月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。	内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 4月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
申告書に添付又は保存する外国関係会社に関する書類の範囲について(※1)	以下の書類の添付又は保存が必要 ① 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に關する計算書 ② 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書	①と②については申告書に添付又は保存する書類から除外されます。 その他の一定の書類は引き続き添付又は保存が必要です。

(※1) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等の関連制度について、同様の見直しが行われます。

【地方税】

個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等の見直しに関する国税の取り扱いに準じて所要の措置が講じられます。

適用時期

内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用されます。

経過措置として、令和7年4月1日以前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。)について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において適用を受けることができます。



03

消費課税

外国人旅行者向け免税制度の見直し

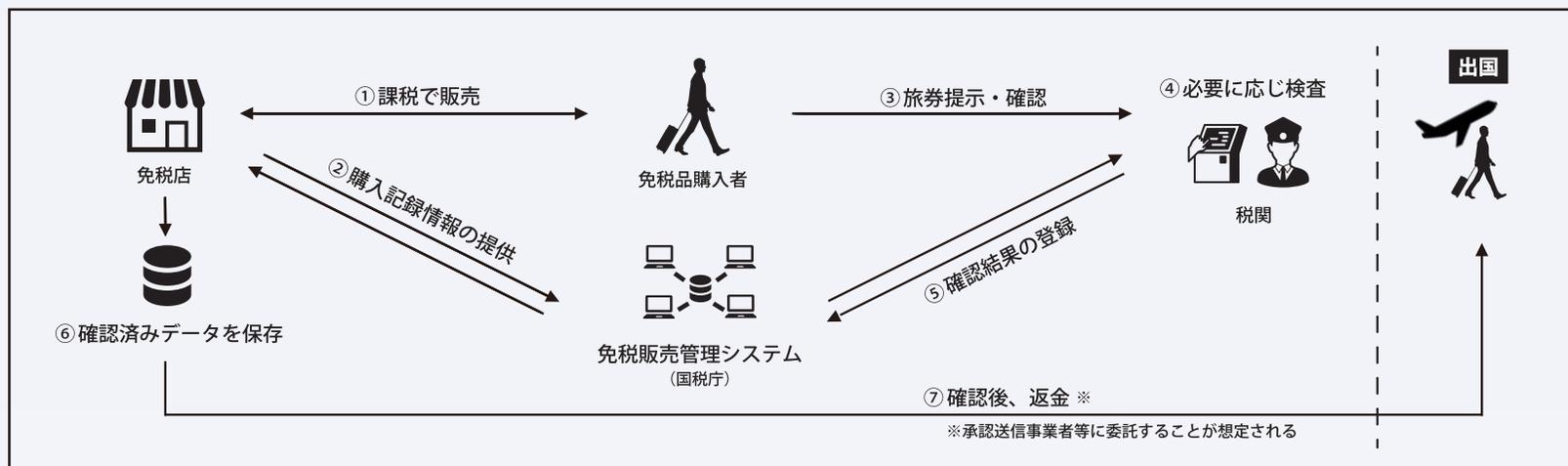


従来の免税制度では、安く購入した免税商品を海外へ持ち出さず、日本国内で転売されるという不正が多数発生しており、制度の不正利用と免税店での業務過多を解決するため、消費税免税制度の見直しが行われます。

— 解説 —

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の新たな方式への見直し
 - ・ 消費税相当額を含めた価額で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に、免税品購入者に対し、消費税相当額を返金する「**リファンド方式**」となります。
- ② 免税対象物品の範囲の見直し
 - ・ 一般物品と消耗品の区分を廃止し、消耗品について、同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装が廃止されます。
 - ・ 不正目的で購入される可能性の高い金地金等の物品については、免税販売の対象外として個別に設定されます。
- ③ 免税販売手続きの見直し
 - ・ 100万円(税抜き)以上の免税品については、国税庁への購入記録情報の送信事項にその免税品を特定するための情報(シリアルナンバー等)が加えられます。

【リファンド式のイメージ】



新方式の適用は令和8年11月1日以後となり、空港などの混雑防止の環境整備や免税店でのレジ等のシステムの導入が必要となる可能性があります。今後も改正が行われる可能性もあり、引き続き情報を注視していく必要があります。



04

個人所得課稅

基礎控除・給与所得控除の見直し

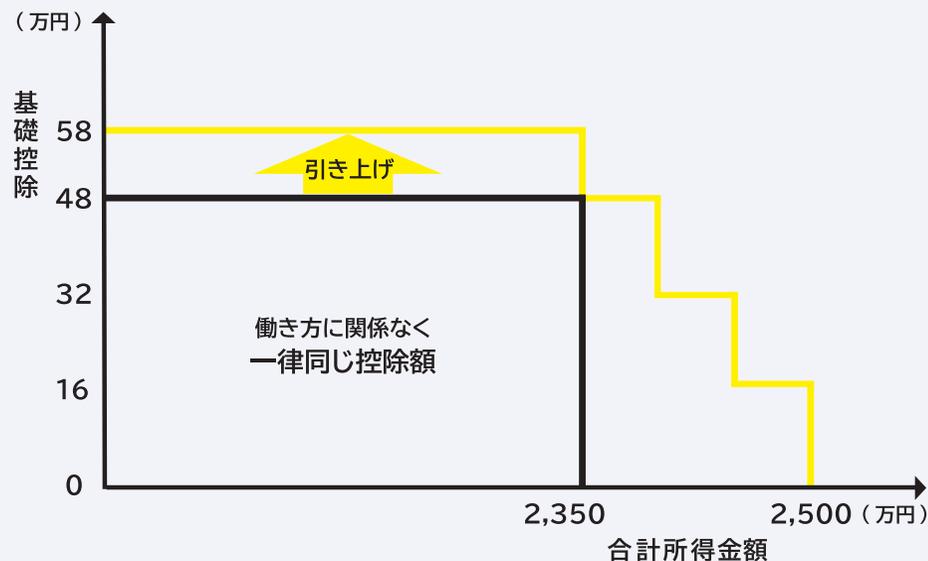


令和7年度税制改正における「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」との方針に基づき、**基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の見直し**が行われます。

— 解説 —

物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げます。

【基礎控除の見直しイメージ】



【基礎控除の見直し】

合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円を超え 2,400万円以下	48万円
2,400万円を超え 2,450万円以下	32万円
2,450万円を超え 2,500万円以下	16万円

【給与所得控除の最低保障額の見直し】

改正 (前)	改正 (後)
最低保障額 55万円	最低保障額 65万円

10万円
引き上げ



同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を、現行の55万円から65万円に引き上げます。
地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額については、現行の55万円から65万円へ引き上げますが、基礎控除は据え置きます。

適用時期

所得税については令和7年分以後適用されます。個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

特定親族特別控除(仮称)の創設



令和7年度税制改正における「就業調整対策」の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除(特定扶養控除と同額の63万円)を創設します。

— 解説 —

19歳から22歳までの大学生年代の子等(※)の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入します。

改正(前)	
親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円
48万円超	0円



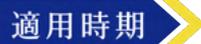
改正(後)	
親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円



(※)居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。



個人住民税についても、段階的に控除額が設定されます。納税者自身が勤労学生であるときは勤労学生の合計所得金額要件を、現行の75万円以下から85万円以下に引き上げます。



所得税については令和7年分以後適用されます。個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充



新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分における一般生命保険料控除の控除額が見直されます。

— 解説 —

新生命保険料の一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、改正前の4万円の適用限度額に対して**2万円の上乗せ**が行われます。

改正(後)	① 右記以外		② 居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合	
	年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
	20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
	20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
	40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
	80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円



旧生命保険料控除及び②の適用がある場合、適用限度額は6万円となります。(それ以外は改正前と同じ4万円)
一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は改正前と同じ12万円となります。



令和8年分の所得税について適用されます。

住宅ローン減税等に係る所要の措置①



子育て世帯等が認定住宅等の新築又は買取再販認定住宅等を取得した場合、住宅ローン減税の借入限度額が上乘せされます。
(令和6年分改正からの延長措置)

— 解説 —

特例対象個人(※1)が、認定住宅等の新築等(※2)をして令和7年中に居住の用に供した場合の住宅借入金の年末残高の限度額が上乘せされます。床面積要件の緩和措置(40㎡)については、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用されます。東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に上乘せ措置を講じ、新築住宅の床面積要件が緩和されます。

【子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
認定住宅 〔認定長期優良住宅 認定低炭素住宅〕	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

【被災した子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合】

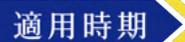
住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
認定住宅 〔認定長期優良住宅 認定低炭素住宅〕	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		

※1「特例対象個人」とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。

※2「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得を指します。



その他の要件等は、改正前の住宅ローン減税と同様です。
個人住民税についても改正前の制度と同様です。



令和7年分限りの措置となります。

住宅ローン減税等に係る所要の措置②



既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加わります。
(令和6年度改正からの延長措置)

— 解説 —

特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和7年中に居住の用に供した場合には、所得税額控除の適用があります。一定の子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できます。(最大控除額25万円) その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。

一定の子育て対応改修工事
① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
② 対面式キッチンへの交換工事
③ 開口部の防犯性を高める工事
④ 収納設備を増設する工事
⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る)

子育てに対応した住宅へのリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置 可動式間仕切り壁の設置 対面キッチンへの交換 防音性の高い床への交換

対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
250万円	25万円 ※工事費用相当額の10%

※「特例対象個人」とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。

※「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に工事箇所数等に乗じて計算した金額をいいます。



その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様です。

適用時期

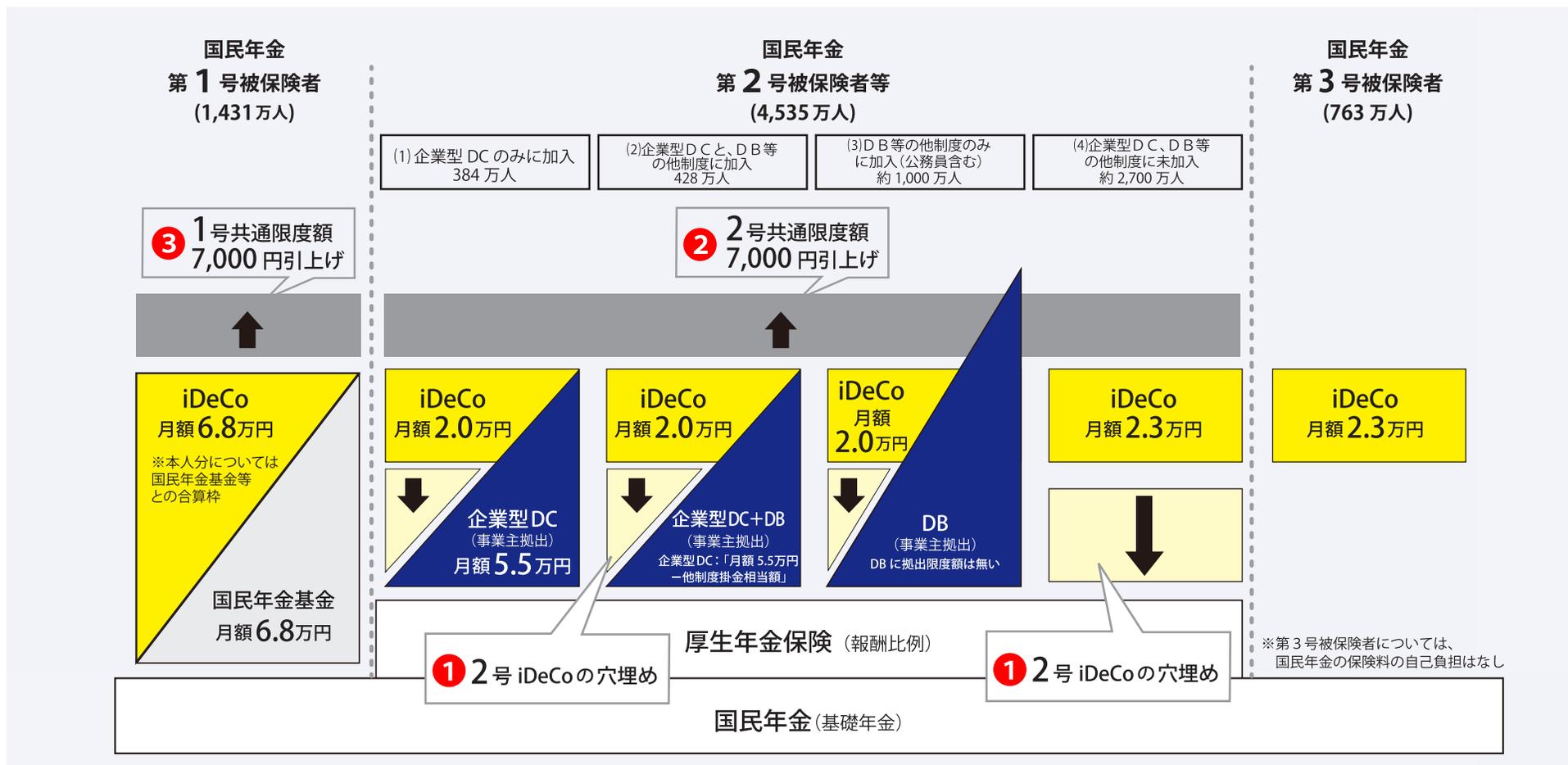
令和7年分限りの措置となります。

企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置



確定拠出年金制度等について、次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。

- ・ 2号被保険者等のiDeCoの拠出限度額について、企業年金の有無等による限度額の差異を解消するため、**穴埋め型の引上げ**が行われます。(1)
- ・ 2号被保険者等の共通拠出限度額について、月額5.5万円から**月額6.2万円への引上げ**が行われます。(2)
- ・ 1号被保険者の共通拠出限度額について、月額6.8万円から**月額7.5万円への引上げ**が行われます。(3)
- ・ iDeCoの加入可能年齢について、一定の要件の下で**70歳への引上げ**が行われます。
- ・ 企業型DCのマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。



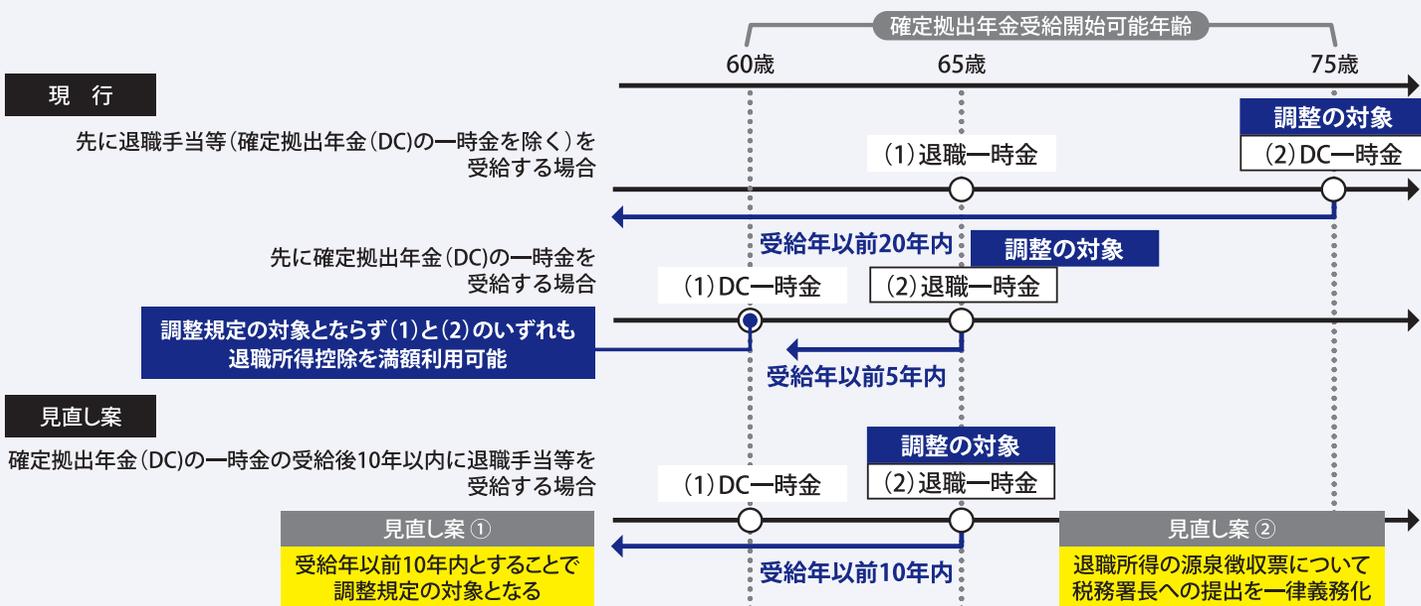
退職所得控除の調整規定等の見直し



- 退職手当等(老齢一時金を除く)の受給時に勤続期間から重複排除される期間が5年延長され、「支払を受ける年の前年以前9年内」となります。
- 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が3年延長され、「10年」となります。
- 退職所得の源泉徴収票について税務署長への提出義務が現行の「役員のみ」から「一律義務化」に変更となります。

— 解説 —

現行では、退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等を受けた場合、重複した勤続期間を排除して勤続年数を計算します。しかし、定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、既に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給している場合については、「支払を受ける年の前年以前9年内」に変更となります。また、上記の調整規定及び合計所得金額判定の適正執行の観点から、退職所得の源泉徴収票提出義務が「一律義務化」となります。



退職手当等を受給した後に確定拠出年金を受給する場合、退職所得控除を利用するためには20年の経過が必要となります。



- 令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用となります。
- 源泉徴収票提出義務に関しては令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用となります。

エンジェル税制の拡充



スタートアップへの投資促進の観点から、利便性の向上、更なる利活用を拡大するため、繰戻し還付制度が創設され、エンジェル税制が拡充されます。

— 解説 —

【制度の概要】

項目	概要
特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等	対象となるスタートアップへの投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除できます。 (「特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例」との選択)
特定中小企業が発行した株式の譲渡損失の繰越控除等	対象となるスタートアップ株式の売却により生じた損失をその年のその他の株式譲渡益から控除できるだけでなく、その年に控除しきれなかった損失は、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益から控除ができます。

【改正内容】

① 繰戻し還付制度の創設

エンジェル税制及び起業特例について、従来、譲渡益発生年度にスタートアップ投資を行った場合にのみ、譲渡益から控除できましたが、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合にも、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除できるようになる繰戻し還付制度が創設されます。

② 取得した年の翌年譲渡時における措置

エンジェル税制により株式を取得した翌年に当該株式を譲渡した場合の取得価額は、従来のプレシード・シード特例での20億円の非課税措置は適用されず、取得費から制度の適用を受けて控除済みの金額を控除して計算します。スタートアップへの投資を促進する目的として創設された制度のため、短期的な売却については優遇措置に制限がかかります。



令和8年分所得税確定申告時の明細書のフォーマットが変更になることが想定されます。

適用時期

令和8年1月1日以後の出資払込から適用されます。

各種控除証明書の提出省略



所得税及び復興所得税の確定申告における控除証明書の添付等に代えて、**明細書の添付が可能**となります。

— 解説 —

【現行制度の概要】

生命保険料控除等の適用を受ける者は、保険会社等から書面又は電子データにより交付を受けた控除証明書又は電子的控除証明書等を申告書に添付する必要があります。

【控除証明書】

- ・ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ・ 生命保険料控除の証明書
- ・ 地震保険料控除の証明書

【改正後】

控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した**明細書を確定申告書の提出の際に添付できる**こととされます。この場合において、確定申告期限等から5年間の内に税務署長から当該控除証明書の提示又は提出を求められたときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければなりません。

適用時期

令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用されます。



05

資産課税

事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し等(個人版含む)



事業承継税制について、従来より円滑な事業承継を行うため、役員就任要件および事業従事要件が緩和されます。

— 解説 —

要件の緩和の詳細は以下の通りとなります。
なお、令和7年1月1日以後の贈与より適用となります。

【個人の事業承継税制の要件の変更点】

改正 (前)	改正 (後)
贈与の日まで引き続き3年以上 事業に従事していること	贈与の直前において 事業に従事していること

【法人の事業承継税制(特例措置)の要件の変更点】

改正 (前)	改正 (後)
贈与の日まで引き続き3年以上 贈与承継会社の役員等であること	贈与の直前において 贈与承継会社の役員等であること



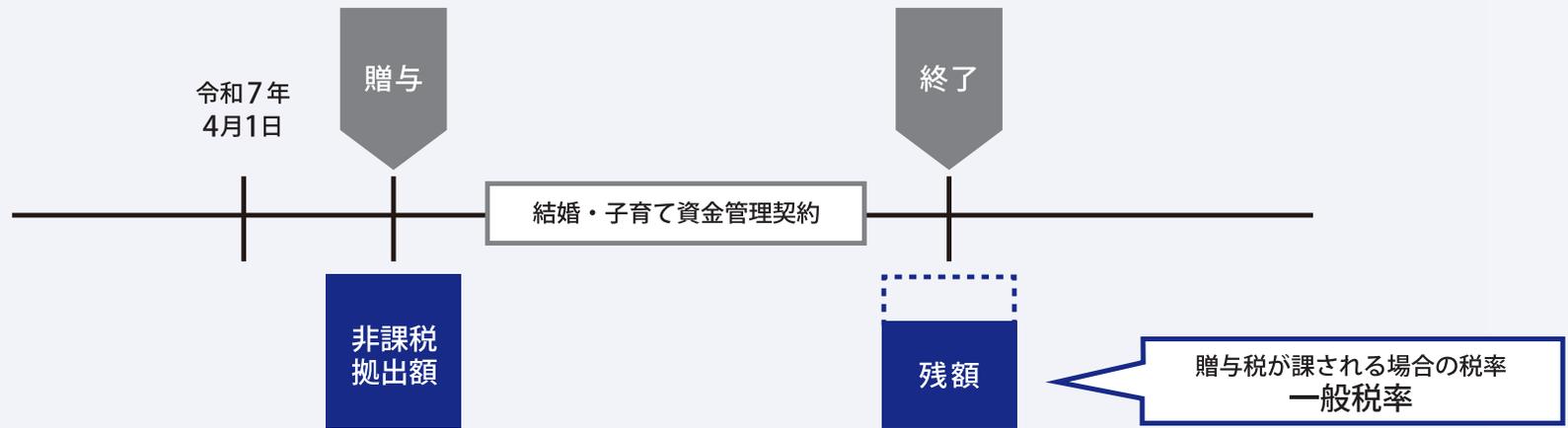
法人版事業承継税制の特例措置については、令和7年度税制改正大綱より、今後、期限の延長がない旨の記載があり、本制度の適用を受ける可能性がある場合には早めに検討する必要があります。また、税制改正大綱には記載はありませんが、会計検査院が令和6年11月6日に取引相場のない株式の評価について、類似業種比準価額、配当還元価額について問題点を指摘しており、今後通達で改正となる可能性があります。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長



結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置について、適用が2年延長されます。

— 解説 —



	改正（前）	改正（後）
適用期限	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで

適用時期

令和7年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

相続税の物納制度における物納許可限度額等の見直し



物納許可限度額の計算基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われます。

— 解説 —

【現行制度の概要】

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限って、延納によっても金銭で納付することが困難な場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による納付(物納)ができます。

物納許可限度額＝納付すべき相続税額 - 納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額 - 延納によって納付することができる金額
延納によって納付することができる金額＝年間の納付資力×最長延納年数＋(おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入 - おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出＋A)
※A＝申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費＋申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額

	区分	延納期間(最高)
不動産等の割合が75%以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年
	②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年
	③森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年
	⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年
	⑥森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年
不動産等の割合が50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額(⑧、⑨および⑩を除く)	5年
	⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額(⑩を除く)	5年
	⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年
	⑩森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	5年

相続登記等の登録免許税の免除に関する特例措置の延長



相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、その適用期限が2年延長されます。

— 解説 —

・ 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

個人が相続により土地の所有権を取得した場合において、その個人がその相続による土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡したときは、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税が課されないこととされています。

登記の種類	本則税率	特例措置
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

・ 不動産の価額が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置

土地について所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その登記にかかる登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税が課さないこととされています。

登記の種類	本則税率	特例措置
土地の所有権の保存登記	0.4%	免税
相続による土地の所有権の移転登記		



免税を受けるには、申請書への法令の条項の記載が必要です。

適用時期

令和9年3月31日まで適用期限が2年延長されます。

固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長



固定資産税及び都市計画税に係る特例措置が延長されました。

— 解説 —

【主要な特例措置の延長】

- ① 中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」に基づき中小事業者等が取得する一定の機械、装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置(適用期限2年延長)
対象企業: 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者等(一定の要件あり)
対象設備: 認定経営革新等支援機関にあらかじめ計画の確認を受けた一定の設備(一定の要件あり)

条 件	改正後 課税標準額
雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げ	最初の3年間 価格の2分の1
雇用者給与等支給額を3%以上引き上げ	最初の5年間 価格の4分の1

- ② 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(適用期限2年延長)
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置(適用期限2年延長)
追加措置: マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるとき、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書がない場合にも減税措置を適用可能

適用時期

令和9年3月31日まで適用期限が2年延長されます。



06

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 法人税



防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。

— 解説 —

【防衛特別法人税(仮称)の概要】

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、当面の間、防衛特別法人税を課されることとなります。

【税額の計算方法】

(基準法人税額－500万円)×4%＝防衛特別法人税

- ・防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額とします。
- ・課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額の年500万円を控除した金額とします。
- ・基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とします。
 - ・所得税額の控除
 - ・外国税額の控除
 - ・分配時調整外国税相当額の控除
 - ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
 - ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
 - ・控除対象所得税額等相当額の控除

【繰戻還付の計算方法】

法人税の還付金額×4%×(基準法人税額－500万円)÷基準法人税額＝防衛特別法人税に係る還付金額

法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付されます。

適用時期

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
※防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

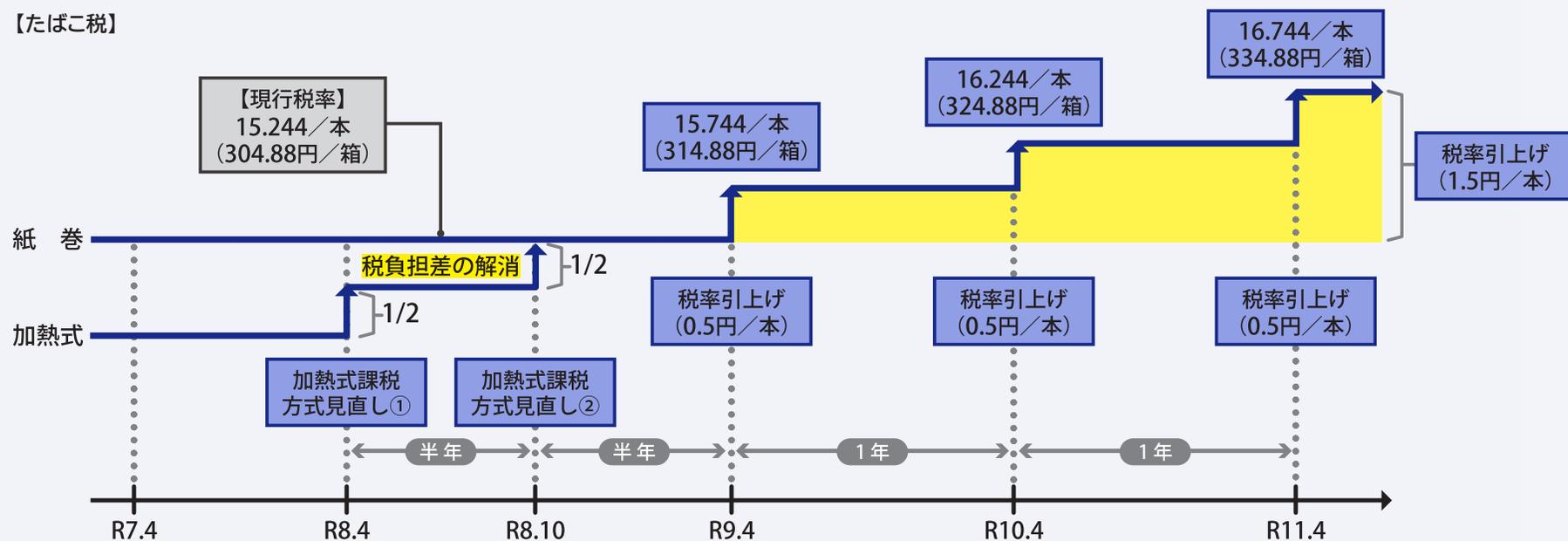
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 たばこ税



- ・ 加熱式たばこの課税の適正化については、**二段階**(令和8年4月及び令和8年10月)で実施されます。
- ・ 国のたばこ税率は、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ**0.5円/1本**、引き上げることになります。

— 解説 —

【たばこ税】



【備考】

- ・ 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額であるが、税率引上げは国税のみ。
- ・ 加熱式たばこの課税方式について、現行の価格要素を廃止し紙巻きたばこへの換算値である、分母の重量を0.4gから0.35gに変更。
※ただし、1本の重量が0.35g未満の場合、紙巻きたばこ1本に換算＝最低課税の仕組みの導入



07

納税環境整備

電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度(①重加算税の適用対象変更)



国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件を満たして電子取引データを送受信・保存(新設する送受信・保存の要件)を行う場合の隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外されます。

— 解説 —

【電子取引データの保存制度の概要】

- ・申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければなりません。
- ・電子取引データに係る記録事項の隠蔽・偽装行為については、重加算税が10%加重されます。

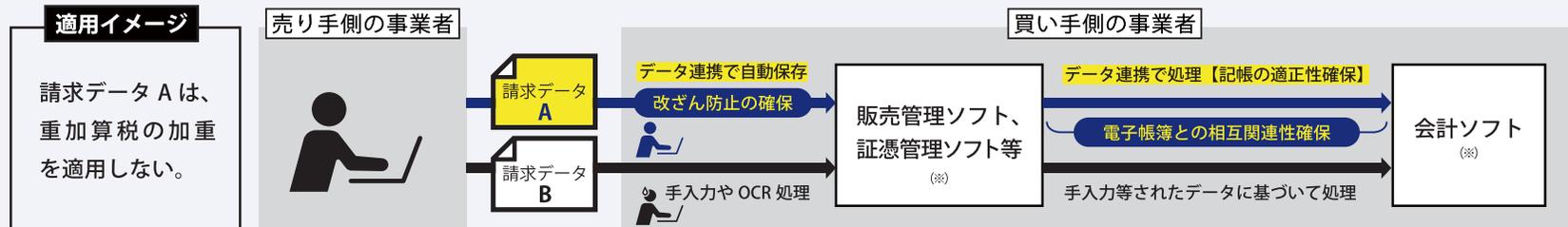
【改正後】

以下の要件を満たす場合の隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重の適用対象から除外**されます。

新設する送受信・保存の要件(※1)(※2)	
改ざん防止の確保	電子取引データの送受信・保存を、訂正削除履歴が残るシステム(訂正削除ができないシステムを含む)で行うこと
記帳の適正性確保	電子取引データの金額を訂正削除した上で電子帳簿に記録した場合、訂正削除の事実・内容を確認できるシステム(訂正削除した上で電子帳簿に記録できないシステムを含む)を使用すること
電子帳簿との相互関連性確保	電子取引データ(請求書・納品書等の重要書類に相当する事項に限る)と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

(※1) 保存義務者において、上記の要件を満たしていることについてあらかじめ届出書の提出が必要です。

(※2) 電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システム概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります。



※国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

適用時期

令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度(②青色申告特別控除の適用要件一部変更)



青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件の一つに、「国税庁長官の定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件をみたして電子取引データの送受信・保存を行っている」が追加されます。

— 解説 —

【青色申告特別控除の概要】

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から55万円(一定の要件を満たす場合は65万円)または10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

この度の改正において、65万円の青色申告特別控除を受けるための要件が一部変更されます。

制度 青色申告特別控除	改正(前)	改正(後)
控除額 55万円	正規の簿記の原則に従い記録している者	正規の簿記の原則に従い記録している者
控除額 65万円	上記に加え、①・②のいずれかを満たす者 ①優良な電子帳簿の保存をしている ②電子申告をしている	上記に加え、①～③のいずれかを満たす者 ①優良な電子帳簿の保存をしている ②国税庁長官の定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件をみたして電子取引データの送受信・保存を行っている ③電子申告をしている

適用時期

令和9年分以後の所得税について適用されます。

納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

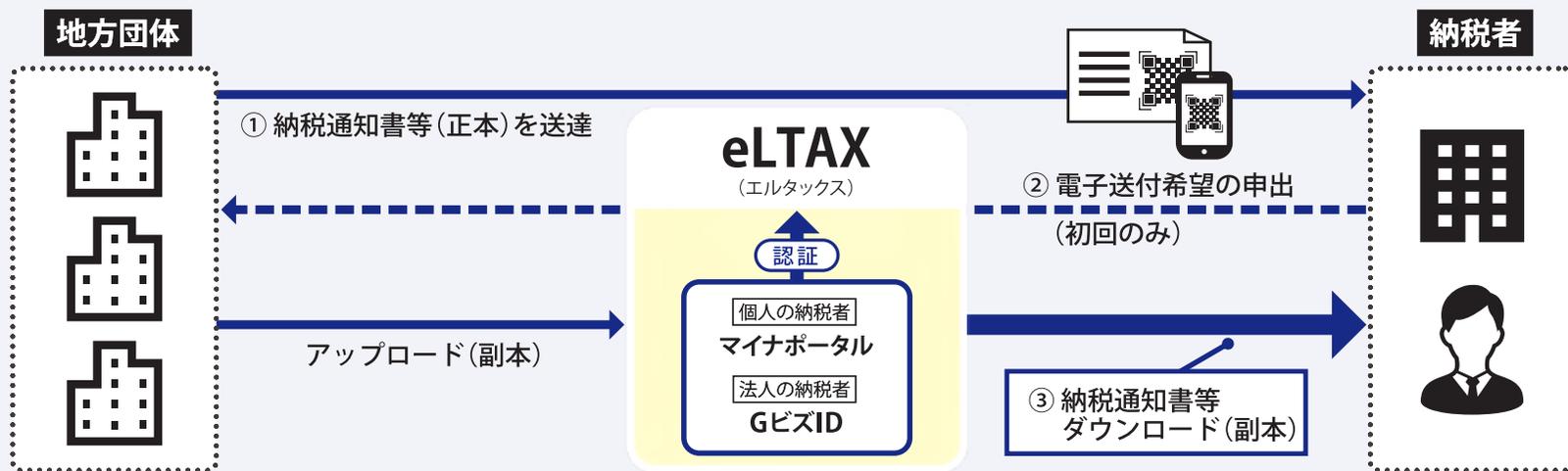


- 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAXを経由し、電子的に副本を送付することができる措置が講じられます。
- 納税通知書等とは、納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む)及び納付書を指します。

— 解説 —

- 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAXを経由し、当該申出をした者に提供することができます。
- 過去に電磁的方法による提供の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAXを経由し、当該者に提供することができます。

【納税通知書等の電子的送付(イメージ)】



※電子送付希望の申出があった翌年度以降は、(納税通知書に同封している)納付書(紙媒体)は送達しないこととし、事務の効率化を図る。

適用時期

法人に対する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用となります。

添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性向上



e-Taxによりイメージデータを送信する場合の要件が改正されます。

— 解説 —

【制度の概要】

e-Taxで申告、申請、届出等を行う場合、別途郵送や税務署の窓口で書面による提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

令和7年度税制改正において、イメージデータを送信する場合等の要件について次のように改正されます。

	改正（前）	改正（後）
e-Taxにより申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をイメージデータで送信する場合について	イメージデータで提出可能なデータ形式は、 PDF形式のみ 【PDFファイル作成の要件】 ① 解像度は200dpi相当以上であること ② 赤色、緑色及び青色が256階調(24ビットカラー)以上 であること ③ 目視により内容の確認が可能 ④ パスワードを設定しない	イメージデータで提出可能なデータ形式に、PDF形式に加え、 令和10年1月1日からJPEG形式 が加わります。 【PDFファイル作成の要件】 左記②の要件が以下とされます。 • 白色から黒色までの階調が256階調以上 であること



08

適用時期一覽

■ 法人課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
5	中小法人の軽減税率の特例の延長等	令和7年4月1日～令和9年3月31日 開始事業年度		4/1		3/31	
6～8	中小企業経営強化税制の見直し	令和9年3月31日までの期間内に 取得等し事業の用に供した場合		4/1		3/31	
9～11	地域未来投資促進税制の見直し及び 適用期限の延長	令和10年3月31日までの期間内に 取得等し事業の用に供した場合		4/1			3/31
12	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)	令和10年3月31日までに支出		4/1			3/31
13	再資源化事業等の高度化のための事業に係る 特例措置	法律の施行日から 令和10年3月31日までに 取得等し事業の用に供した場合		未定			3/31
14～15	リース会計基準の変更に伴う税制上の 所要の措置	税務処理方法は変化なし					
16～17	非適格合併等により移転を受ける 資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化	—					
18～19	通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の 計算の見直し	—					
20	法人課税信託に係る所得税の課税の適正化	—					
21	医療用機器等の特別償却制度の 適用期限の延長	令和7年4月1日～令和9年3月31日 までに事業供用した資産		4/1		3/31	
22	社会医療法人等の収入要件に係る所要の措置	関連法令改正後					

■ 国際課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
24～29	グローバル・ミニマム課税への対応	令和8年4月1日以後に開始する 対象会計年度			4/1		
30	外国子会社合算税制等の見直し	令和7年4月1日以後に開始する 事業年度		4/1			

消費課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
32	外国人旅行者向け免税制度の見直し	令和8年11月1日以後			11/1	→	

個人所得課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
34	基礎控除・給与所得控除の見直し	所得税: 令和7年分以後		1/1 所得税	→		
		住民税: 令和8年度分以後			1/1 住民税	→	
35	特定親族特別控除(仮称)の創設	所得税: 令和7年分以後		1/1 所得税	→		
		住民税: 令和8年度分以後			1/1 住民税	→	
36	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	令和8年分所得税			1/1	12/31	→
37~38	住宅ローン減税等に係る所要の措置	令和7年限り		1/1	12/31		→
39	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	確定拠出年金法等の改正を前提					
40	退職所得控除の調整規定等の見直し	令和8年1月1日以後			1/1	→	
41	エンジェル税制の拡充	令和8年1月1日以後の出資払込			1/1	→	
42	各種控除証明書の提出省略	令和8年分以後の確定申告書を 令和9年1月1日以後に提出する場合				3/15	令和8年分確定 申告書提出より →

■ 資産課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
44	事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し等(個人版含む)	令和7年1月1日以後の贈与		1/1			12/31	※個人版は令和10年12月31日まで
45	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		
46	相続税の物納制度における物納許可限度額等の見直し	—						
47	相続登記等の登録免許税の免除に関する特例措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		
48	固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		

■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
50	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 法人税	令和8年4月1日以後開始事業年度			4/1		
51	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 たばこ税	令和8年4月1日から段階的に			4/1		

■ 納税環境整備

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
53~54	電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度	令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税				1/1	
55	納税通知書等に係るeTAX経由での送付	法人: 令和9年4月1日以後 個人: 令和10年4月1日以後				4/1 法人	4/1 個人
56	添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上	令和10年1月1日以後					1/1



発行元
および
問合せ先

辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階
TEL 03-5323-3301 (代表) URL <https://www.ht-tax.or.jp/> ▶▶

